

議案第25号

加西市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画の策定について

加西市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画を別紙のとおり策定することについて、加西市議会基本条例（平成22年加西市条例第14号）第11条の規定により、議会の議決を求める。

平成30年2月28日提出

加西市長 西村 和平

(審議資料)

介護保険法第 117 条及び老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 8 の規定に基づき、平成 30 年度から平成 32 年度の 3 年間を計画期間とする加西市高齢者福祉計画・第 7 期介護保険事業計画の策定にあたり、加西市議会基本条例（平成 22 年加西市条例第 14 号）第 11 条の規定により、議会の議決を求めるもの。

（後掲の政策等の形成過程説明資料参照）

政策等の形成過程説明資料

平成30年3月定例会

議案等の件名	議案第25号	政策等の区分	<input checked="" type="radio"/> 計画 ・ 事業 ・ 条例 その他()
	加西市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画の策定について		

①【政策等を必要とする理由】

高齢者福祉計画は老人福祉法第20条の8第7項及び介護保険法第117条第6項の規定に基づき介護保険事業計画と一体のものとして策定し、介護保険事業計画は介護保険法第117条第1項の規定に基づき3年を1期として策定するもので、今般第6期計画が終了することから、平成30年度から平成32年度を計画期間とする第7期計画の策定を行うもの。

②【検討した他の政策等の内容】

③【他の自治体の類似する政策との比較】

他の自治体においても平成30年度から平成32年度の第7期計画の策定を行うこととなります。

④【総合計画における位置づけ】

基本方向	政策6	身近な幸せを実感できる安全と安心の暮らしづくり
基本計画	施策19	地域で支え合う安心の暮らし

○その他の計画(該当する場合にのみ記載)

計画名称	
策定年度	
計画期間	

⑤【関連する法令及び条例、規則】

- ・老人福祉法
- ・介護保険法
- ・議会基本条例

⑥【政策実現に係る事業費及び財源】

(単位:千円)

総事業費	国・県支出金	市債	その他特財	一般財源
0				

(注)事業が複数年に渡る場合は、総事業費ベースで記入

⑦【将来にわたる政策実施に係るコスト計算】

⑧【市民参加の状況】

有 ・ 無

(パブリックコメントを実施した場合は、その結果も含む)

策定委員には、医師会、介護保険事業所、老人会、区長会などの団体から委員の推薦を受けた委員及び学識経験者、関係行政機関の委員で構成される策定委員会により原案を策定している。計画案について、パブリックコメント(12/4-12/28)を実施し、2件の意見提出があった。

⑨【政策の効果予測】

過去のデータから高齢者の伸び、給付費の伸び等を勘案し、平成30年度から平成32年度の第7期計画期間中に必要となる介護サービスの事業量を推計したうえで、その事業量に必要な保険料を設定する。実態に応じた推計を行うことにより、介護保険事業の将来にわたる継続性を保ちます。

担当部局	担当課	添付資料の有無
健康福祉部	長寿介護課	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無